「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法人 志木市社会福祉協議会 会 長 中村 勝義

本会では、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整備しています。

相談支援事業所にご意見などがございましたら、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、解決に努めておりますので、お知らせします。

記

- 1 苦情解決責任者 二渡 睦美(志木市社会福祉協議会長寿えがお課長)
- 2 苦情受付担当者 山本 真弓(居宅介護支援事業所主任)
- 3 第三者委員 内野 美津江

清水 正明

醍醐 奈保子

4 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面等により、苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第 三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告及び確認

苦情受付担当者が受けた苦情を苦情解決責任者及び第三者委員に(苦情申出人が第 三者委員への報告を拒否した場合を除く。)報告いたします。

第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知いたします。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決のため、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、 苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次のとおり行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整及び助言
- ウ 話し合いの結果、改善事項等の確認
- (4) その他

本会以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

埼玉県運営適正化委員会 Ты (048) 822-1243